

5 災害医療

現状と課題

(1) 災害医療体制

- 京都府では、24 時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の傷病者等の受入れ及び搬出を行うことが可能な体制を有すること、災害派遣医療チーム (DMAT) を保有し、その派遣体制があること、整備された業務継続計画 (BCP) に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施することなど、災害時における医療提供体制の中心的な役割を担う医療機関として 13 医療機関を災害拠点病院に指定しています。
- 平成 25 年度より「京都府災害拠点病院等連絡協議会」を開催し、関係機関の連携体制を強化するなど府内の災害医療提供体制の強化を図っています。
- 平成 26 年度から独自の京都 DMAT を養成し、災害拠点病院を中心とする 14 医療機関に 56 の DMAT チームと 323 名の DMAT 隊員 (京都 DMAT を含む) を指定 (令和 5 年 4 月 1 日現在) するなど、DMAT 隊員の養成に取り組んでいます。
- 災害時の医療情報を集約・一元化し、医療資源の配分を適切に行うため、被災時の地域医療を統括・調整する「京都府災害医療コーディネーター」45 名 (令和 5 年 4 月 1 日現在) を委嘱し、訓練や研修への参加を積極的に行うこととしています。
- 大規模災害時に被災状況や関係機関の対応状況等の情報を集約・分析・提供し、保健医療福祉活動を行う京都府保健医療福祉調整本部の円滑な連携体制を構築するため、多職種連携の推進が必要です。
- 新興感染症発生・まん延時における医療人材派遣体制の構築が必要です。
- 災害拠点病院とともに、災害時において、その機能や地域における役割に応じた医療を提供するため、災害拠点病院以外の病院においても災害医療体制の強化が必要です。
- 豪雨災害等の被害を軽減するため、浸水想定区域や津波災害警戒区域に所在する医療機関における浸水対策の強化が必要です。
- 災害時の医療提供体制を維持するため、医療コンテナ導入の必要性について検討が必要です。
- 災害を超急性期から中長期まで捉え、各フェーズで想定される状況や必要な医療救護活動を検討し、地域の実情を踏まえた具体的な医療や保健・福祉との連携体制の構築、フェーズごとの状況変化に応じた関係機関の役割分担を明確化する必要があります。
- 京都府における大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備にあたり、医療チームや保健師チーム等全体をマネジメントする機能を構築するため、様々な職種からなる保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理、分析等の総合調整を行う「保健医療福祉調整本部」体制を構築する必要があります。
- 保健所は、地域住民への支援を最前線で展開するため、災害対策支部の組織下に「保健医療福祉調整支部」を設置し、市町村と連携して保健医療福祉活動に係る指揮又は連絡を行うとともに、保健医療福祉調整本部から派遣された保健医療福祉活動チームの派遣調整を行うなど、被災市町村の保健医療福祉活動への支援や協働する役割が求められています。
- 京都府、災害拠点病院、保健所は平常時から、地域の医師会等の医療関係者、行政、関係機関の連携体制の構築を目的に地域災害医療対策会議の開催や研修会、訓練等を実施し、互いの顔の見

える関係性を作る必要があります。

- 災害時の精神科医療の提供のため、災害拠点精神科病院を中心に、DMAT など他職種との連携を促進するとともに、災害派遣精神医療チーム（DPAT）隊員の更なる養成が必要です。
- 大規模災害時における緊急時の歯科診療体制の整備や歯科口腔保健のための活動ができる人材の育成が必要です。

(2) 医療機関における被害状況の把握

- 災害による被害を最小限にとどめ、災害からの早期回復を図る上で、医療機関等の被害状況を迅速、正確に把握することが欠かせません。京都府では全ての病院が、国の「広域災害・救急医療情報システム(EMIS)」と連動した「京都府救急医療情報システム」に登録していますが、全ての参加機関が操作等の研修・訓練を実施し、災害時に活用できるよう図っていく必要があります。

(3) 原子力災害医療

- 原子力発電所において事故が発生した場合、放射線被ばくや放射性物質による汚染を伴う傷病者の発生が想定されます。このような状況において、迅速かつ的確な対応が行えるよう、原子力災害医療体制の充実、関係機関間のネットワークの強化が必要です。
- 原子力災害医療は、通常の医療の知識だけでなく、放射線防護等の専門的な知識も併せて求められるため、原子力災害医療業務に対応できる、医師、看護師、診療放射線技師、薬剤師等の養成・確保や資質の向上が必要です。
- 京都府では、緊急時放射線検査施設を舞鶴赤十字病院に設置しており、施設内には、放射線測定機材、放射線防護資材、安定ヨウ素剤等を配備しています。

(4) 医薬品等の確保

- 災害時に必要な医薬品について、京都府医薬品卸協会各社及び関係団体と優先供給に関する協定を締結し、発災後3日間における救急医薬品等を一定数確保するとともに、供給に用いられる車両が緊急通行車両として活動できる体制を整えています。
- 被災地における医薬品等医療資源の適切な活用・配分の支援等の役割が期待される災害薬事コーディネーターの必要性が検討されています。

(5) 災害時における要配慮者対策

- 避難生活等を送る方には、高齢者、障害者、妊婦、避難情報等の入手が困難な子どもや外国人(観光客含む)、ペット同伴者など様々な方がおられ、また、避難所生活を送る中で精神的に不安となる方や、避難時にケガをする方もおられます。誰もが安心して避難生活を送ることができるよう、要配慮者のニーズに対応する工夫が必要です。
- 原子力発電所(高浜発電所及び大飯発電所)事故における緊急時の防護措置を準備する地域(UPZ)内及び近隣地区等には、複数の医療施設、福祉施設があり、原子力災害発生時には、それぞれの施設の状況等に応じて、安全に避難等するための対策等が必要になります。

対策の方向

目指す方向

- ▶ 災害急性期において必要な医療提供体制の構築

目標（取組の方向性）

- ① 保健医療福祉調整本部構成機関間における多職種連携の推進
- ② 新興感染症発生・まん延時における医療提供体制の構築
- ③ 災害拠点病院及び災害拠点病院以外の病院それぞれの役割に応じた災害医療体制の構築
- ④ 浸水想定区域又は津波災害警戒区域に所在する病院における浸水対策の強化
- ⑤ 医薬品等の確保・供給体制の強化
- ⑥ 原子力災害医療体制の強化
- ⑦ 災害時における要配慮者対策の強化

具体的な施策

- 目標① ・ 京都府災害拠点病院等連絡協議会の定期的な開催
・ 多職種が連携する災害訓練の実施を検討
・ DMAT、DPAT、DHEAT※、災害支援ナース等の各専門領域間で情報共有できる体制の構築
※災害時健康危機管理支援チーム
- 目標② ・ DMAT 隊員の DMAT 感染症研修への参加促進
・ DMAT 派遣協定を改正し、新興感染症に係る対応を整備
- 目標③ ・ 京都 DMAT 養成研修及び技能維持研修の定期的な開催
・ DPAT 養成研修・技能維持研修の定期的な開催
・ 病院による国の「広域災害・救急医療情報システム（EMIS）」の活用を推進
・ 災害拠点病院以外の病院における災害医療体制の強化
・ 全国の導入状況や関係機関の意見等を踏まえ、医療コンテナの必要性を検討
- 目標④ ・ 浸水を想定した BCP の策定を推進
・ 止水板等の設置や自家発電機等の高所移設、排水ポンプ設置等による浸水対策の推進
- 目標⑤ ・ 医薬品等関係団体との協定等による医薬品等の確保
・ 災害時における医薬品等の流通経路確保
・ 京都府における災害薬事コーディネーターについて、役割（被災地の医薬品等や薬剤師、薬事衛生面に関する情報の把握やマッチング等）等の検討及び養成・確保
- 目標⑥ ・ 京都府原子力災害医療ネットワーク会議の定期的な開催
・ 原子力災害拠点病院との間で原子力災害医療派遣チームに係る派遣協定の締結を検討
・ 緊急時医療センターの運用や傷病者の受入を想定した訓練の実施

- ・安定ヨウ素剤の配布等に係る研修の開催

- 目標⑦
- ・避難所のユニバーサルデザインに向けた取組ガイドラインにより、市町村における要配慮者対策の取組を推進
 - ・原子力災害時においては、行政と医療・福祉関係団体が共同で設立した「京都府災害時要配慮者避難支援センター」において、要配慮者の受入施設の確保や受入先の調整を行うとともに、関係市町及び各施設の災害時要配慮者対策と連動させていく取組を推進
 - ・避難所において、保健師等と連携して福祉的な支援を行うことにより要配慮者の体調や心身状況の悪化などを防止する「京都府災害派遣福祉チーム（京都 DWAT）」や福祉避難サポートリーダー」を養成
 - ・市町村が作成する個別避難計画（高齢者や障害者、難病患者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画）について、作成支援の取組を推進
 - ・難病患者の災害支援については、平時から関係機関・関係団体と連携し、医療依存度の高い患者を対象に災害時安否確認リストを作成するとともに、医療機関への働きかけ等を行うことにより、災害時における安全な環境確保と適切な医療の継続を推進
 - ・災害時には、日本透析医会が運営する災害時情報ネットワークを通じて透析医療が提供可能な医療機関を把握し、透析患者が適切な医療を受けられるよう、関係団体との連携を推進

ロジックモデル

番号	C : 個別施策	
1	京都府災害拠点病院等連絡協議会の定期的な開催	
	指標	年1回以上
2	保健医療福祉調整本部及び支部における活動を想定した訓練の実施を検討	
	指標	訓練の実施
3	新興感染症に対応できる人材の育成	
	指標	DMAT 感染症研修を修了した DMAT 隊員数
4	京都府 DMAT 派遣協定を改正し、DMAT の業務内容に新興感染症への対応を追加	
	指標	府内全ての DMAT 指定医療機関と改正後の協定を締結
5	京都 DMAT 養成研修及び技能維持研修の開催	
	指標	年1回以上
6	DPAT 養成研修及び技能維持研修の開催	
	指標	年1回以上
7	府内病院の EMIS 活用を推進	
	指標	府内全病院における EMIS 入力率
8	災害拠点病院以外の病院における耐震化の推進	
	指標	災害拠点病院以外の救急告示病院等における耐震化率
9	災害拠点病院以外の病院における BCP 策定の推進	
	指標	災害拠点病院以外の病院における BCP 策定率
10	災害拠点病院以外の病院における非常用自家発電設備整備の推進	
	指標	災害拠点病院以外の救急告示病院等における非常用自家発電設備設置率及び3日分の燃料備蓄率
11	災害拠点病院以外の病院における給水設備整備の推進	
	指標	災害拠点病院以外の救急告示病院等における3日分の診療機能の維持に必要な水量の確保率
12	医療コンテナの導入に係る必要性について検討	
	指標	関係機関との協議会の開催

番号	B : 中間アウトカム	
1	保健医療福祉調整本部機関間における多職種連携の推進	
	指標	中間アウトカムに対応する個別施策の指標を全て達成
2	新興感染症発生・まん延時における医療提供体制の構築	
	指標	中間アウトカムに対応する個別施策の指標を全て達成
3	災害拠点病院及び災害拠点病院以外の病院それぞれの役割に応じた医療提供体制の構築	
	指標	中間アウトカムに対応する個別施策の指標を全て達成

番号	A : 分野アウトカム	
1	災害急性期において必要な医療提供体制の構築	
	指標	中間アウトカムの指標を全て達成

13	風水害を想定した BCP 策定の推進	4	浸水想定区域又は津波被害警戒区域に所在する病院における浸水対策の強化	1	災害急性期において必要な医療提供体制の構築
	指標 浸水想定区域又は津波被害警戒区域に所在する病院における風水害を想定した BCP 策定率		指標 中間アウトカムに対応する個別施策の指標を全て達成		指標 中間アウトカムの指標を全て達成
14	風水害を想定した浸水対策の推進	5	災害時医薬品等の確保と供給体制の強化	6	原子力災害医療体制の強化
	指標 浸水想定区域又は津波被害警戒区域に所在する病院における浸水対策実施率				
15	医薬品等関係団体との協定等による医薬品等災害時における流通経路の確保	7	災害時における要配慮者対策の強化	7	災害時における要配慮者対策の強化
	指標 関係団体との協定等の締結				
16	災害薬事コーディネーターの役割検討・養成・確保	8	原子力災害医療知識を有する人材の育成	8	原子力災害医療知識を有する人材の育成
	指標 養成研修の開催				
17	関係機関間の連携の強化	9	原子力災害医療に対応できる人材派遣体制の構築	9	原子力災害医療に対応できる人材派遣体制の構築
	指標 京都府原子力災害医療ネットワーク会議の開催				
18	原子力災害医療の知識を有する人材の育成	10	緊急時医療センターの運用や広域搬送を想定した訓練の実施	10	緊急時医療センターの運用や広域搬送を想定した訓練の実施
	指標 原子力災害医療基礎研修の実施				
19	原子力災害医療に対応できる人材派遣体制の構築	11	安定ヨウ素剤の配付を迅速かつ円滑に行う体制の構築	11	安定ヨウ素剤の配付等に係る研修の開催
	指標 京都府原子力災害医療派遣チーム派遣協定の締結				
20	緊急時医療センターの運用や広域搬送を想定した訓練の実施	12	避難所のユニバーサルデザインに向けた取組ガイドラインによる取組の推進	12	避難所のユニバーサルデザインに向けた取組ガイドラインによる取組の推進
	指標 年1回以上 ※京都府原子力総合防災訓練の医療訓練				
21	安定ヨウ素剤の配付を迅速かつ円滑に行う体制の構築	13	原子力災害時において、「京都府災害時要配慮者避難支援センター」による取組の推進	13	原子力災害時において、「京都府災害時要配慮者避難支援センター」による取組の推進
	指標 安定ヨウ素剤の配付等に係る研修の開催				
22	避難所のユニバーサルデザインに向けた取組ガイドラインによる取組の推進	14	「福祉避難サポートリーダー」及び「京都府災害派遣福祉チーム(京都 DWAT)」の養成	14	「福祉避難サポートリーダー」及び「京都府災害派遣福祉チーム(京都 DWAT)」の養成
	指標 避難所のユニバーサルデザインに向けた取組ガイドラインによる取組の推進				
23	原子力災害時において、「京都府災害時要配慮者避難支援センター」による取組の推進	15	市町村が作成する個別避難計画の作成支援	15	市町村が作成する個別避難計画の作成支援
	指標 「福祉避難サポートリーダー」及び「京都府災害派遣福祉チーム(京都 DWAT)」の養成				
24	「福祉避難サポートリーダー」及び「京都府災害派遣福祉チーム(京都 DWAT)」の養成	16	医療依存度の高い難病患者を対象とした災害時安否確認リストの作成、医療機関への働きかけ	16	医療依存度の高い難病患者を対象とした災害時安否確認リストの作成、医療機関への働きかけ
	指標 市町村が作成する個別避難計画の作成支援				
25	市町村が作成する個別避難計画の作成支援	17	災害時における透析医療継続のための関係団体との連携推進	17	災害時における透析医療継続のための関係団体との連携推進
	指標 医療依存度の高い難病患者を対象とした災害時安否確認リストの作成、医療機関への働きかけ				
26	医療依存度の高い難病患者を対象とした災害時安否確認リストの作成、医療機関への働きかけ	18		18	
	指標 災害時における透析医療継続のための関係団体との連携推進				
27	災害時における透析医療継続のための関係団体との連携推進	19		19	
	指標 災害時における透析医療継続のための関係団体との連携推進				

成果指標

番号	項目	現状値		目標値		出典
C 3	DMAT 感染症研修を修了した DMAT 隊員数	13 名	令和 4 年度	24 名	令和 11 年度	京都府医療課調べ
C 7	府内全病院における EMIS 入力率	53.1%	令和 4 年度	80%	令和 11 年度	医療施設の浸水対策等に関する調査（厚労省）
C 8	災害拠点病院以外の救急告示病院等における耐震化率	61.6%	令和 4 年度	近畿府県 平均値以上	令和 11 年度	病院の耐震改修状況調査（厚労省）
C 9	災害拠点病院以外の病院における BCP 策定率	36.1%	令和 4 年度	近畿府県 平均値以上	令和 11 年度	医療施設の浸水対策等に関する調査（厚労省）
C 10	災害拠点病院以外の救急告示病院等における非常用自家発電設備設置率及び 3 日分の燃料備蓄率	設置率 95.3% 備蓄率 30.2%	令和 4 年度	近畿府県 平均値以上	令和 11 年度	医療施設の浸水対策等に関する調査（厚労省）
C 11	災害拠点病院以外の救急告示病院等における 3 日分の診療機能の維持に必要な水量の確保率	97.7%	令和 4 年度	近畿府県 平均値以上	令和 11 年度	医療施設の浸水対策等に関する調査（厚労省）
C 13	浸水想定区域又は津波被害警戒区域に所在する病院における風水害を想定した BCP 策定率	23.0%	令和 4 年度	近畿府県 平均値以上	令和 11 年度	医療施設の浸水対策等に関する調査（厚労省）
C 14	浸水想定区域又は津波被害警戒区域に所在する病院における浸水対策実施率	75.7%	令和 4 年度	近畿府県 平均値以上	令和 11 年度	医療施設の浸水対策等に関する調査（厚労省）

※救急告示病院等：救急告示病院、救命救急センター、病院群輪番制病院

6 災害医療

(1) 災害の分類

京都府地域防災計画や国民保護計画に基づいた災害対策を進めています。

- ・ 自然災害（地震・風水害）
- ・ 事故（鉄道事故、航空機事故、油流出事故、大規模火災等）
- ・ 原子力災害（原子力発電施設等での放射線の漏洩）
- ・ 武力攻撃事態（テロ等）

(2) 医療・救護活動体制の基本的枠組

① 災害拠点病院

地震等の大規模災害時には、基幹災害拠点病院（京都第一赤十字病院）及び地域災害拠点病院を拠点に、DMAT及び救護班の編成、重症患者の後送、医療機関の調整等が行われます。

京都府では、平成27年4月に新たに5医療機関を地域災害拠点病院に指定し、京都・乙訓医療圏及び山城北医療圏では、複数の災害拠点病院体制となりました。（計13病院）

② 災害派遣医療チーム（DMAT）

災害派遣医療チームは、災害急性期に、京都府の指示等により被災地や大規模事故現場に派遣され、現場での医療救護活動や被災地の災害対策本部での医療チームの派遣調整活動、災害拠点病院での傷病者の後方搬送業務などに当たることを想定された医療チームです。また、府内の医療機関のみで対応が困難な場合は、京都府は他府県のDMATに対し応援を要請します。

京都府内のDMATの指定状況は下表のとおりです。

医療機関名	災害拠点病院	二次・三次 (救命C)	チーム数	隊員数
京都第一赤十字病院	基幹	救命C	6	38
京都府立医科大学附属北部医療センター	地域	二次	1	10
市立福知山市民病院	地域	救命C	3	14
京都中部総合医療センター	地域	二次	5	23
京都市立病院	地域	二次	2	19
済生会京都府病院	地域	二次	3	19
京都岡本記念病院	地域	二次	6	30
京都山城総合医療センター	地域	二次	2	10
国立病院機構京都医療センター	地域	救命C	3	21
京都大学医学部附属病院	地域	二次	7	37
京都府立医科大学附属病院	地域	二次	4	23
洛和会音羽病院	地域	救命C	4	22
宇治徳洲会病院	地域	救命C	4	29
京都第二赤十字病院	—	救命C	6	28
合計			56	323

（令和5年4月1日現在）

③ 救護班

救護班は、災害対策本部の指示を受けた基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院、地区医師会単位で医師、薬剤師、看護師、補助員及び運転員で編成され、被災市町村へ派遣、負傷者の応急処置を行います。

京都府（保健所等）	18 班	医師、薬剤師、看護師、補助員、 運転員 1 名ずつで 1 班
日赤京都府支部	15 班	
京都府医師会	26 班	

（令和 5 年 12 月 1 日現在）

④ 救護所

救護活動の場として、被災地の最寄りの府保健所を救護所とするほか、日本赤十字社京都府支部所有の移動救護所用具並びに基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院の資機材により、仮設救護所を設置、また、激甚災害時には小学校・公民館等の施設を救護所とすることとしています。

⑤ 医薬品・医療用品の供給

災害時に必要な医薬品については、京都府医薬品卸協会各社及び関係団体と優先供給に関する協定を締結し、発災後 3 日間における外科系措置の医薬品等を確保し、団体の使用車両は緊急通行車両として活動できるよう届け出ています。

〈医薬品供給に係る協定等一覧〉

協定等名	協定等の相手	内容
災害時における医薬品等の取扱いに関する協定書	(一社) 京都府 薬剤師会	京都府が設置する医薬品集積場所における 医薬品の受入、仕分け、保管管理及び配分
災害時における医薬品の供給に関する協定書	(一社) 京都府 薬剤師会	災害用医薬品の確保、被災地への供給
災害時における医薬品の供給に関する協定書	(公社) 京都府 医薬品登録 販売者協会	災害用医薬品の確保、被災地への供給
災害時における医療用品等の供給に関する協定書	京都医療機器 協会	災害用医薬品の確保、被災地への供給
災害時における医療用ガス等の供給に関する協定書	(一社) 日本産業・ 医療ガス協会近畿 地域本部京滋支部	災害用医療用ガス等の確保、被災地への供給
災害用医薬品の備蓄及び供給等に関する委託契約	京都府 医薬品卸協会	災害用医薬品の流通備蓄及び供給
災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書	近畿臨床検査薬 卸連合会	災害用臨床検査薬等の供給

(3) 医療機関の耐震化等ハード対策の実施状況

医療施設は、自力で避難することが困難な利用者が多く、また、災害拠点病院をはじめとする医療機関は、多数の傷病者に対して迅速かつ適切な医療・救護活動を行うことが求められます。これらの活動の前提となる京都府内の医療機関のハード対策の状況は下表のとおりです。

項目	数値	調査年月
全病院の耐震化率 (全てが新耐震基準である病院/回答病院数)	66.9% (107/160)	令和4年9月
全ての施設が耐震化された災害拠点病院の割合	100% (13/13)	令和4年9月
災害拠点病院のうち、災害に備えて医療資機材の備蓄を行っている病院の割合	100% (13/13)	令和5年4月
災害拠点病院のうち、受水槽や、井戸設備の整備を保有している病院の割合	100% (13/13)	令和5年4月
災害拠点病院のうち、食料や飲料水、医薬品等を3日以上備蓄している病院の割合	100% (13/13)	令和5年4月
災害拠点病院のうち、病院敷地内にヘリポートを有している病院の割合	69.2% (9/13)	令和5年4月

(4) 医療機関における被害状況の把握、訓練・研修等の実施状況

地震等の災害時には、国の「広域災害救急医療情報システム（EMIS）」と連動した「京都府救急医療情報システム」により、各医療機関の被害状況・患者受入可否状況を把握し、国、府、各市町村の災害対策本部や各医療機関相互間で傷病者の搬送調整等を行います。

これらのシステムを活用して把握された情報に基づく、DMATや救護班の派遣調整、傷病者の搬送調整、医療機関や救護所における治療優先順位の決定、被災現場での消防・警察・自衛隊等との連携活動は、平常時から訓練や研修等で実践に備えていく必要があります。

これら京都府内の医療機関等における訓練・研修等の実施状況は下表のとおりです。

主な対象	項目	数値	調査年月
府・市町村・医療機関	災害時の医療チーム等の受入を想定し、都道府県が派遣調整本部のコーディネート機能の確認を行う災害実働訓練実施回数	1回	令和5年4月
	二次医療圏内において、災害拠点病院が保健所、災害医療コーディネーター、地区医師会等地域の関係機関と地域災害医療連絡協議会を設置し、定期的訓練を実施するなど連携体制を構築する医療圏の割合	100% (6/6)	令和5年4月
基幹災害拠点病院	基幹災害拠点病院における府内の災害関係医療従事者を対象とした研修の実施回数	1回	令和5年4月
災害拠点病院	地域の第二次救急医療機関及び地域医師会、日本赤十字社等の医療関係団体とともに定期的な訓練を実施している病院の割合	92.3% (12/13)	令和5年4月
	食料や飲料水、医薬品等の物資の供給について、関係団体等と協定を結び、優先的に供給される体制を整えている病院の割合	92.3% (12/13)	令和5年4月
	BCP（業務継続計画）を策定している病院の割合	100% (13/13)	令和4年9月
全医療機関	広域災害救急医療情報システム（EMIS）の医療機関基本情報を毎年度更新している病院の割合	53.1% (85/160)	令和4年9月
	広域災害救急医療情報システム（EMIS）の操作等の研修・訓練を定期的実施している病院の割合	58.8% (94/160)	令和4年9月

(5) 原子力災害医療

① 原子力災害医療機関

区分	機関名
原子力災害 医療協力機関 (府が登録)	(医療機関：15機関) 京都府立医大附属北部医療センター、弥栄病院、久美浜病院、 丹後中央病院、舞鶴医療センター、舞鶴赤十字病院、舞鶴共済病院、 綾部市立病院、福知山市民病院、福知山市民病院大江分院、 京都ルネス病院、京都中部総合医療センター、国保京丹波町病院、 亀岡シミズ病院、亀岡市立病院 (医療関係団体：14機関) 日本赤十字社京都府支部、京都府医師会、京都府薬剤師会 京都府放射線技師会、与謝医師会、丹後薬剤師会、舞鶴医師会、 舞鶴薬剤師会、福知山医師会、福知山薬剤師会、綾部薬剤師会、 船井医師会、船井薬剤師会、左京医師会
原子力災害 拠点病院 (府が指定)	国立病院機構京都医療センター（基幹病院） 京都大学医学部附属病院 京都府立医科大学附属病院
高度被ばく 医療支援センター (国が指定)	量子科学技術研究開発機構、弘前大学、福島県立医大、広島大学、長崎大学、 福井大学
原子力災害医療・ 総合支援センター (国が指定)	広島大学、福島県立医大、弘前大学、長崎大学 ※エリア別の分担制（京都府は広島大学が担当）

② 安定ヨウ素剤

原子力災害が発生した場合、放射性ヨウ素が周辺に放出される可能性があり、人が放射性ヨウ素を吸入し、身体に取り込むと甲状腺に集積するため、放射線の内部被ばくによる甲状腺がん等を発生させる可能性があります。

安定ヨウ素剤は、服用することで、放射性ヨウ素剤の甲状腺集積を防ぐことができ、甲状腺の被ばくを低減させる効果があります。

③ 保管場所と保管量

市町	保管場所	丸薬	ゼリー (新生児)	ゼリー (乳幼児)
京都市	防災危機管理室 花脊・久多・京北出張所	2,000丸	20包	200包
福知山市	福知山市民病院 福知山市民病院大江分院	11,000丸	40包	200包
舞鶴市	医療機関9箇所 (東舞鶴医誠会病院、舞鶴医療センター、舞鶴市民病院、舞鶴赤十字病院、舞鶴共済病院、岸本病院、舞鶴こども療育センター、片山産婦人科、渡辺医院) 社会福祉施設29箇所 (特別養護老人ホームやすらぎ苑、地域密着型特養やすらぎの郷、特別養護老人ホーム安寿苑、特別養護老人ホーム真愛の家寿荘、特別養護老人ホームグリーンプラザ博愛苑、特別養護老人ホームグレイスヴィルまいづる、特別養護老人ホームグリーンパーク愛宕、ライフステージ舞夢、グループホーム舞夢、介護老人保健施設アザレア舞鶴、介護老人保健施設すこやかなの森、養護老人ホーム安岡園、ケアハウスグリーンプラザ博愛、ケアハウスグリーンプラザ愛宕、ケアハウスシティコーポ安寿、グループホーム信愛の家恵の里、グループホームモンファミーユ舞鶴、医療法人外末医院ハーモニーグループホーム、やすらぎ苑しょうちゃんの家、障害者支援施設こひつじの苑舞鶴、障害者支援施設みずなぎ学園、グループホームいぶき、グループホーム第2いぶき、グループホーム第3いぶき、社会福祉法人舞鶴双葉寮、有料老人ホームきょうらく、社会福祉法人舞鶴学園、医療法人広愛会西村内科グループホームさくらプラザ、医療法人広愛会西村内科グループホームさくらプラザ倉梯) 各避難時集結場所32箇所 (西総合会館、朝来小学校、志楽小学校、東舞鶴高等学校浮島分校、白糸中学校、東舞鶴高等学校、大浦小学校、東体育館、三笠小学校、新舞鶴小	189,000丸	2,040包	5,900包

	学校、倉梯小学校、青葉中学校、南公民館、倉梯第二小学校、与保呂小学校、中総合会館、中舞鶴小学校、和田中学校、池内小学校、日星高等学校、文化公園体育館、城北中学校、明倫小学校、福井小学校、高野小学校、西舞鶴高等学校、城南中学校、中筋小学校、余内小学校、由良川小学校、岡田小学校、加佐中学校)			
綾部市	綾部市立病院 上林いきいきセンター 社会福祉施設 5 箇所 (いこいの村・とくらの家、いこいの村・梅の木寮、いこいの村・栗の木寮、いこいの村・コスコス寮、るんびに学園)	21,000丸	80包	400包
宮津市	宮津市健康増進課、宮津武田病院、栗田小学校 安寿の里（旧由良小学校配備分：住民分） 吉津小学校、府中小学校、日置小学校、養老小学校 社会福祉施設 6 箇所 (特別養護老人ホーム夕風の里、特別養護老人ホーム天橋の郷、特別養護老人ホーム安寿の里（施設入所者分）、介護老人保健施設リハ・ヴィラなぎさ苑、グループホーム天橋の家、オーチャード天橋立)	90,000丸	220包	1,100包
南丹市	南丹市国民健康保険南丹みやま診療所 知井振興会、大野振興会、知見振興会 北公民館、南公民館 社会福祉施設 2 箇所 (グループホームみやま、グループホーム一歩)	25,000丸	80包	300包
京丹波町	和知診療所 社会福祉施設 3 箇所 (京丹波町介護療養型老人保健施設（和知診療所2F）、長老苑、ささゆりの宿)	24,000丸	80包	300包
伊根町	国保本庄診療所 社会福祉施設 2 箇所 (長寿苑、ケアハウス福寿荘)	6,000丸	40包	300包

京都府	京都府警察本部	5,000丸	140包	1,400包
	府緊急時放射線検査施設(府予備分)	27,000丸		
	京都府健康福祉部医療課	2,000丸		
合計	123か所	402,000丸	2,740包	10,100包

(令和5年8月1日現在)